

政 策 検 討 会 議 に つ い て

項 目	内 容
構 成 (要綱第 2)	・ 会派から選出された議員をもつて構成し、会派から選出する議員の数は、議長が協議により定める。
〔事務局案〕	※各会派の代表者 1 名。 ただし、第 1 会派は 2 名。
協議又は調整事項 (要綱第 3)	・ 県政の課題について
当面の協議事項 〔事務局案〕	・ 議員間の自由かつ達な議論を通じて、県政の課題に関する論点、争点を明らかにする。 ※必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
会議の運営 (要綱第 5 ・ 6)	・ 会議は、座長が招集し、その議事運営を行う。 ・ 構成員に事故あるときは、その構成員の所属する会派から代理者を出席させなければならない。 ・ 会議は、原則として公開する。 ただし、座長が必要と認めるときは、公開しないことができる。
スケジュール	・ 5 月 2 7 日 各派連絡会で設置を了承 ・ 6 月定例会終了後、本格的な協議等始める。

政策検討会議委員名簿

	氏 名	会 派	備 考
座 長	井 岡 正 徳	自 由 民 主 党	
副 座 長	尾 崎 充 典	民 主 党	
委 員	小 林 茂 樹	自 由 民 主 党	
〃	和 田 恵 治	な ら 元 気 ク ラ ブ	
〃	山 村 幸 穂	日 本 共 産 党	
〃	奥 山 博 康	自 由 民 主 党 改 革	
〃	睨 真夕美	公 明 党	
〃	中 村 昭	自由民主党「未来」	

注) 無所属議員については、オブザーバとして、会議に出席し、発言できる。